

平成25年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

| | |
|------|--|
| 委員会名 | 環境建設委員会 |
| 参加委員 | 小林三喜雄 古市 順子 土屋 孝雄 清水 俊治 南波 清吾 堀 善三郎 |

委員長、 副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

上田市内のクリーンセンターは、昭和61年に上田クリーンセンター、平成4年に丸子クリーンセンターが稼働している。このため焼却炉を中心に老朽化が著しく、一日も早い建て替え建設が望まれる。しかし建設予定地の住民は、過去の経過から迷惑施設と捉え、建設反対の意見が自治会を通して提出されている。

この施設建設は、上田地域広域連合の所管であるので直接提言はできない。しかし、ごみ処理関係については当委員会の所管であることから、庁内の施設建設プロジェクトチームへの意見・提案等を行っていくために、先進施設を見学することとした。

2 実施概要

| | | |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 実施日時 | 視察先 | 東京二十三区清掃一部事務組合 品川清掃工場 |
| 平成25年 7月16日 10時 ~ 11時30分 | 担当部局 | 品川清掃工場 技術係 |
| 視察事業名 | 品川清掃工場施設整備事業の経過 | |
| 報告内容 | 施設概要 平成18年3月竣工 工場規模 焼却炉：全連続燃焼式火格子焼却炉 処理能力：600t/日(330t/日×2基) 灰溶融炉：燃焼加熱式灰溶融炉(燃料：都市ガス) 処理能力：180t/日(90t/日×2基)現在連続運転は行っていない 余熱利用：発電設備(蒸気タービン、出力約15,000kw)東京熱供給株式会社に供給し、八潮団地に提供 公害防止設備：排ガス処理設備(ろ過式集じん器洗煙設備触媒反応塔) 水処理設備：凝集沈殿ろ過方式脱臭設備(活性炭吸着式) | |



中央制御室の様子

コミュニケーション

- ・品川区のイベントに参加して、ビデオ上映・工場の設備の写真の展示を行う
- ・排ガス状況表示盤を工場通用門に設置
- ・工場清掃事務所で配布し、ホームページにも掲載

その他

- ・平成21年3月に ISO 14001 取得
- ・環境負荷についての測定結果
法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制を設定
- ・平成23年度は、排水中のダイオキシン、煤塵、窒素酸化、硫黄酸化物、塩化水素、総水銀、ダイオキシン類は、全て法基準値以下

考 察

(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)

- ・環境への取り組みとして ISO14001 を取得し、環境マネジメントシステム (EMS) 体制を確立し、担当ごとに目標値を設定している。
- ・法基準よりも厳しい設定値を設けクリアしている。
- ・こうした結果を多くの区民に知らせると同時に、区民イベントに積極的に参加するなど前向きな姿勢が見られる。
- ・東日本大震災復興支援のために、女川町の災害廃棄物を受け入れるため、平成23年12月に試験焼却を実施した。
その結果、試験焼却の排ガス・排水及び焼却灰等の放射性濃度、並びに敷地境界の空中放射線量率等については、全て法規制値及び自己規制値を順守していて、通常ごみ焼却時と同程度であることが確認されている。

平成 2 5 年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

| | |
|------|--|
| 委員会名 | 環境建設委員会 |
| 参加委員 | 小林三喜雄 古市 順子 土屋 孝雄 清水 俊治 南波 清吾 堀 善三郎 |

委員長、 副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

上田市は、平成 2 5 年度から一般家庭 1 0 0 世帯程度を対象とした生ゴミの収集を行い、肥料化させ市民に還元するモデル事業を行うこととした。そして、新たな焼却施設を建設するに当たっては、現在のごみの総排出量を削減させなくてはならない。そのため、生ゴミの減量化は大切な課題となる。

稚内市は、平成 2 4 年 4 月より各家庭の生ごみをバイオエネルギーセンターに集め、紙・廃油・汚泥を一緒に処理し、そこから発生するエネルギーの利用と肥料を市民に対し無料配布を実施した。この事業方式は、民間資本によって施設建設を行い、その施設の所有権を行政に譲渡して、引き続き民間業者が運営するものである。この事業方式と処理方法を視察し、今後の生ごみ処理の対応に活かしていきたい。

2 実施概要

| | | |
|---|--|-------------|
| 実施日時 | 視 察 先 | 北海道稚内市 |
| 平成 2 5 年 7 月 1 7 日 1 0 時 ~ 1 1 時 3 0 分 | 担当部局 | 生活福祉部 生活衛生課 |
| 視察事業名 | バイオエネルギー事業の取り組み | |
| 報告内容 | <p>施設概要 平成 2 4 年 4 月稼動</p> <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none">敷地面積：5 , 1 5 0 m²処理棟 鉄骨造地下 1 階地上 2 階、延床面積：2 , 0 6 2 . 1 7 m²メタン発酵槽：鉄筋コンクリート造無動力攪拌式メタン発酵槽 容量 1 , 5 0 0 m³ガスホルダー：ガスバッグ式ガスホルダー 容量：2 5 0 m³、 外殻：銅板製堆肥保管庫 鉄骨造平屋建 延床面積：1 2 7 . 5 0 m²処理方式 メタン発酵バイオガス方式（中間発酵）施設規模 受入処理能力：3 4 t / 日処理日数 約 1 9 日（メタン発酵槽処理：約 1 6 日）ごみ減容化率 1 0 % 以下 | |

・受入量と処理量

| 種類 | 受入量 (t/年) | 処理量 (t/日) |
|-------|-----------|-----------|
| 生ごみ | 4,202 | 11.51 |
| 紙類 | 511 | 1.40 |
| 油類 | 29 | 0.08 |
| 下水汚泥 | 2,090 | 5.73 |
| 水産廃棄物 | 500 | 1.37 |
| 合計 | 7,332 | 20.09 |



メタン発酵槽

整備概要

・施設内容

稚内市民の一人あたりのごみ排出量は北海道一番であった。そこで、埋立て量の減量化と微生物の発酵により減容化を行う「廃棄物中間処理施設」と、発酵の過程で出るバイオガス（メタンガス）の回収でエネルギーとして活用する「環境施設」の二つの側面を持つ施設。

・整備手法

「民間の資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づく特定事業（PFI事業）

・事業方式

民間事業者が施設の設計・整備を行った後、行政に施設の所有権を譲渡し、引き続き維持管理・運営を行う。起債併用型 BOT方式

・事業者

稚内エネサービス株式会社

出資者：(株)大林組、三菱化工機(株)、石塚建設興業(株)

・事業費

3,225,271千円（整備分：1,781,610千円、管理運営分：1,443,661千円）

・国庫支出金

循環型社会形成推進交付金（環境省）

・地方債

| | |
|---|--|
| | <p>一般廃棄物処理事業債</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 平成22年度～38年度(17年間) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生バイオガスの活用 電力：施設内消費、余剰分は売電(現段階では余裕はない) 温水：メタン発酵槽の過熱用熱源、冬期の室内暖房及び受入室ロードヒーティング 圧縮天然ガス(メタンガス)：ごみ収集車両の燃料 蒸気：残渣乾燥用熱源 ・副生生物活用法 最終残渣：堆肥として農地や市民へ還元 脱水ろ液：再利用水は、施設内で混合槽・酸発酵槽の希釈水や受入装置の洗浄水として再利用。処理汚泥は、施設内で、窒素を除去するための有機炭素源として再利用。 |
| <p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・稚内市は、風力発電・太陽光発電といった自然エネルギーにより、市内の消費電力の90%を賄っている。 ・稚内市は、人口3万8千人弱の市であるが、市の面積が760km²あることから、焼却よりも埋立ては運営費が掛からないため、埋立て方式を採用してきた。 広域連合を組むとしても隣町(豊富町)は、43キロ離れているため難しかったこともあった。 ・リサイクルできるごみ以外は、一人あたりの排出量を減らす取り組みと環境対策の必要性から、生ゴミの有効活用として着目した点が評価できる。 ・PFI事業とBTO方式を採用したことは評価できる。 ・市民の生ゴミ活用の理解度が低い事から、当初計画量の生ごみが収集できず目標に達していない。啓発のあり方の大切さが感じられる。 ・人口減少が大きな課題となっている。 |

視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

平成25年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

| | |
|------|--|
| 委員会名 | 環境建設委員会 |
| 参加委員 | 小林三喜雄 古市 順子 土屋 孝雄 清水 俊治 南波 清吾 堀 善三郎 |

委員長、副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

- 1) 上田市では今年度より市民参加協働部が創設され、環境建設委員会の所管となった。上田市でも市民参加をより進めていくために、「苫小牧市民参加条例」の制定の経過、実施状況を学び、政策提言の参考としたい。
- 2) 上田市の市営住宅は1,900戸で、「上田市住宅マスタープラン」「上田市市営住宅等ストック総合活用計画」が平成22年3月に作成され取り組まれているが、建替事業は進んでいない。苫小牧市の人口はほぼ同規模だが、7,315戸の市営住宅を管理している。現状を学び、今後の市営住宅事業のあり方を考える参考としたい。

2 実施概要

| | | |
|-------------------------|--|----------------------------------|
| 実施日時 | 視察先 | 北海道苫小牧市 |
| 平成25年 7月18日 9時 ~ 11時 | 担当部局 | 総合政策部 政策推進室 市民自治推進課 都市建設部 住宅課 |
| 視察事業名 | 1 市民参加条例について 2 市営住宅整備事業について | |
| 報告内容 | 視察先の概要 北海道道南の工業・港湾都市。苫小牧港(国際拠点港湾)が築かれ、紙・パルプ、石油精製、自動車部品等の臨海工業地帯を形成している。苫小牧港の国内貨物取扱量は、01年から連続して全国1位。人口は過去最高水準を維持している。 視察事項 1) 市民参加条例について ア) 条例制定の経過 ○平成17年6月 まちづくり基本条例等検討懇話会の提言では、自治基本条例の策定にあたっては、市民参加の基本原則を定め、市民参加条例はこれを踏まえて別に定めると整理されていた。 ○平成19年4月1日 自治基本条例施行 9月市民参加フォーラム、10月~12月 市民ワークショップ開催 ○平成20年4月 市民参加条例行政素案の公表 市民自治推進会議(付属機関)に諮問、パブリックコメント実施、議員研修 | |

会、職員説明会、市民説明会（４箇所）実施
○平成２１年４月１日 市民参加条例施行

イ) 条例の内容と実施状況

○市民参加の時期については、「政策の立案等をしようとするとき」と規定し、事前に市民参加手続きを行うことを原則としている。

○市民参加の対象事項は、 市政の基本的な事項 市民に義務を課し、または権利を制限する事項 公の施設の使用許可の基準、利用方法に関する事項 使用料等のうち、規則で定めるものの額の設定、改定に係わる方針の他、市民参加手続きが適当と認められる政策の立案等、条例で規定されている。

○市民参加手続きは 「政策形成手続き（審議会、公聴会、意見交換会、説明会等）」と 「市民意見提出手続き（パブリックコメント）」の両方を行わなければならない。特に重要と思われる政策の立案は、複数の政策形成手続きを実施する。

* 24年度実績

政策形成手続き 25件

市民意見提出手続き 31件（任意で行った件も含む）

○市民政策提案制度は、具体的な政策として提案いただくものとして、条例で規定されている。・ ・ 18歳以上の市民10人以上の連署で代表者が提案

これまでは、21年度、22年度、24年度に各1件提案された。

ウ) 市民への周知の工夫

○解説冊子「さんかく長屋の瓦版」を市民自治推進課で作成
これを基にしたアニメーションDVDを苫小牧青年会議所が作成、貸し出しも行っている。



2)「市営住宅事業」について

ア)市営住宅建設の背景と経過(建設年代の状況)

○苫小牧市は人口174,427人。世帯数84,865。市営住宅7,315戸で、世帯数に占める割合は8.6%で、道内で室蘭市に次いで2位。(上田市は3.1%)持ち家率は、53.4%(上田市は70.3%)

○建設年度別戸数

昭和40年まで 92戸
昭和41年から50年まで 3,496戸
昭和51年から60年まで 2,887戸
昭和61年から平成7年まで 386戸
平成8年から平成24年まで 454戸

イ)市営住宅整備、建替事業の考え方、進め方

○平成22年度苫小牧市営住宅長寿命化計画を策定

基本理念・・・ストックの有効活用を図りながら、多様な世代の交流が生まれ快適に暮らせる市営住宅づくり

整備方針

- ・社会資本整備総合交付金を活用した改善工事の実施
- ・管理戸数漸減の方針

原則として建替以外の新規建設はしない。

管理体制の効率化のため単独棟、小規模団地の廃止
建替を行う際には戸数を減らす。

- ・将来的な管理戸数削減に向けた計画の策定(20年後の世帯数からみた適正な管理戸数)

*若年層向け、高齢者向け住宅建設の予定なし

ウ)市営住宅入居者募集要項と応募状況

○入居者募集は、一般募集が1年に1度、過去の空き戸数の平均戸数で行う。随時募集は受け付けるが、一般募集で余剰が出た場合に割り当てされる。

○平成24年度の申し込み状況

募集戸数262戸 応募総数1,089戸 平均倍率4.2倍
待機者数827人

エ)家賃・敷金の基準と収納状況

○家賃は最低2,800円から最高49,800円

○敷金は2ヶ月分としている。

○収納状況は、24年度実績で98.4%。主な取組みとしては、督促状発送、納入通告、悪質滞納者把握、法的措置を前提とした手続きも行っている。

オ) 職員体制及び住宅管理人業務について

○職員体制は正規20名、臨時3名、嘱託14名

○住宅管理人は嘱託10名で、一人当たりの戸数は729戸。管理人事務所は、常駐4ヶ所、隔日5ヶ所



考 察

(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)

1) 市民参加条例について

○自治基本条例を具体的に生かすために条例が制定され、施行されている。市民参加の時期が「政策の立案をしようとする時」であり、市職員の意識も高いものを感じられた。市民への周知も工夫されており、参考となるが多かった。上田市では「自治基本条例」が市民の皆さんの熱心な議論の末に施行された経過があり、この理念を生かすためにも、「市民参加条例」の制定も必要ではないかと考えられる。今後の政策提言に生かしていきたい。

2) 市営住宅事業について

○市営住宅長寿命化計画の基本理念が、「ストックの有効活用を図りながら、快適に暮らせる市営住宅づくり」として、建て替え事業を国の補助制度を活用して積極的に行っている。戸数は減らしていく方向であり、民間賃貸住宅の業界からは苦情もあるとのことだが、市民の要望に応えるために事業を進めている。老朽化した市営住宅が多い上田市の今後のあり方を考える参考となった。

視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと